様式第八号（第百八十七条関係）

督　促　状

厚生労働省所管		年金特別会計	
船舶所有者整理記号	告知番号	年　度	所　属　年　月
船員保険料	円 円		
厚生年金保険料	円 円		
子ども・子育て拠出金	円 円		
合　計	円 円		

指定期限　令和　　年　　月　　日　限り

納付場所　日本銀行本店、支店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店若しくは支店又は郵便局等）、日本年金機構年金事務所

上記のとおり納付してください。

指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。

指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

令和　　年　　月　　日

歳入徴収官の官職氏名　　印

金額の欄が二段で表示されているときは、上段が告知額、下段が納付されていない額（督促の対象となる額）です。

備　考

1　保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

2　この様式により厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の督促を併せて行うことができること。

3　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができること。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第八号及び様式第十五号を次のように改める。